

## 優良木質建材等認証委員会運営要領

### 1 趣旨

この要領は、優良木質建材等認証規程(HW-A Q001-2015) (以下「認証規程」という。)第11条第1項の規定に基づき設置する優良木質建材等認証規格委員会 (以下「規格委員会」という。)及び優良木質建材等認証審査委員会 (以下「審査委員会」という。)の運営に関して、必要な事項を定めるものである。

### 2 規格委員会

#### 2. 1 規格委員会の役割と構成

(1) 委員会はセンターの諮問に基づき、以下の事項について審議し、その結果を理事長に答申するものとする。

- ① 規程類の制定又は改廃等、認証制度に関する事項
- ② 認証対象品目及び品質性能評価基準の制定又は改廃に関する事項

(2) 委員会の常任委員の定数はそれぞれ15名以内とし、学識経験者、製造者及び消費者等の中から理事長が人選し、委嘱するものとする。

(3) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 委員は、再任できるものとする。

#### 2. 2 規格委員会の運営

(1) 委員会の開催はセンターが招集する。

(2) 委員会は、委員の過半数以上の出席で成立する。

(3) 委員の互選により委員長を選任するものとし、委員長が委員会の進行を担うものとする。

(4) 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長に指名された委員がその職務を代理するものとする。

### 3 審査委員会

#### 3. 1 審査委員会の役割と構成

(1) 委員会はセンターの諮問に基づき、以下の事項について審議し、その結果を理事長に答申するものとする。

- ① 認証規程第3条第3項に規定する申請に係る審査に関する事項
- ② 審査に関わる技術面からの規格・基準見直し立案に関する事項

(2) 委員会の常任委員の定数はそれぞれ15名以内とし、中立的立場にある学識経験者の中から理事長が人選し、委嘱するものとする。

(3) 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(4) 委員は、再任できるものとする。

(5) 理事長は、審査委員の委嘱に当たり、別に定める委員誓約書(様式 )の提出を求めるものとする。

#### 3. 2 審査委員会の運営

(1) 委員会の開催はセンターが招集する。

(2) 委員会は、委員の過半数以上の出席で成立する。

(3) 委員の互選により委員長を選任するものとし、委員長が委員会の進行を担うものとする。

(4) 委員長に事故ある時は、あらかじめ委員長に指名された委員がその職務を代理するものとする。

(5) 前項(1)①の議題においては、当該案件に利害関係の想定される委員は、審議に参加するこ

とはできない。

#### 4 専門委員

- (1) 規格委員会及び審査委員会においては、2. 1の(2)ならびに3. 1の(2)に定める定数に関わらず、専門的事項を審議することが必要な場合、理事長は前項による常任の委員のほかに、期間を限定して学識経験者等を専門委員として委嘱することができるものとする。
- (2) 専門委員の任期は、当該事案の審議が終了するまでとする。

#### 5 作業部会

- (1) センターは、規格委員会及び審査委員会において、審議の能率的な推進を図るため、委員会の了承の下に、専門的技術事項の整理を行うための作業部会を置くことができる。
- (2) 作業部会の委員は、委員会の了承の下に、理事長が委嘱する。
- (3) 作業部会委員の任期は、当該整理事項を委員会に報告するまでの期間とする。

#### 6 委員会の審議に必要な要領書

委員会は、公正かつ透明性のある審査を行うため、審議に必要な事項について要領書を作成することができる。

(付則)

この要領は平成16年6月15日から施行する。

制定	平成16年	6月15日	住木技発16第114号
改正	平成25年	4月16日	住木認発25第38号
改正	平成27年	6月4日	住木認発27第83号
改正	平成30年	8月23日	住木認発30第133号